

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月31日現在

機関番号：17501
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2009～2011
 課題番号：21530469
 研究課題名（和文）コーポレート・ガバナンスの視点と財務報告の質に関する理論的・実証的研究
 研究課題名（英文）A study on the viewpoint of corporate governance and the quality of financial reporting
 研究代表者
 梶田 龍三（KABATA RYUZO）
 大分大学・経済学部・教授
 研究者番号：60185965

研究成果の概要（和文）：本研究では、コーポレート・ガバナンスの視点から、財務報告の質に関するものとして、相対取引での有価証券の時価評価、利益概念、資本概念および受託責任概念（目的）を研究してきた。その結果、相対取引での有価証券の時価評価は、投資意思決定目的のフレームワーク内で合理的説明が可能であり、資本概念に関しては、資本直接規定説—資本を直接に規定する方法—が妥当であると指摘した。また、受託責任概念（目的）は、実は作成者指向を重視した受託責任概念（目的）から、利用者指向を重視した受託責任概念（目的）へ変容していることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The purposes of this study are to consider the fair value of securities without quoted prices, profit concept, capital concept and stewardship concept/objective from the viewpoint of corporate governance. As a result, we conclude that the fair value of securities without quoted prices can be rationally interpreted within the framework of investment decision-making objective, that the capital concept is valid the method to prescribe directly the capital. And we indicated that the stewardship concept/objective has changed its emphasis point from the preparer-oriented to the user-oriented stewardship concept/objective.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：(1) コーポレート・ガバナンス (2) 資本概念 (3) 利益概念 (4) 原価・実現主義 (5) 時価会計 (6) 作成者(あるいは利用者) 指向を重視した受託責任概念(目的)

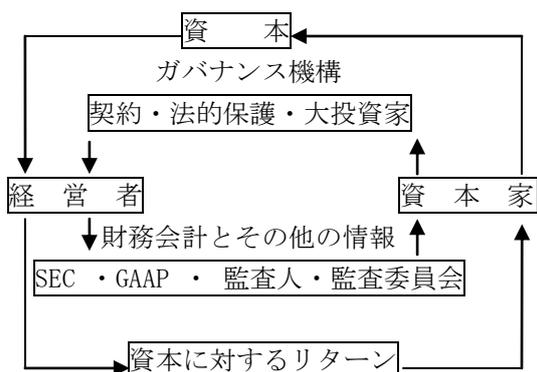
1. 研究開始当初の背景

伝統的な会計理論・制度の特徴は、物を製造する産業経済を所与のものとしているので、必然的に原価・実現主義を重視する内容となっていた。つまり、商品が売れるかどうか判明しない産業経済重視の社会では、商品が販売されるまでは収益を計上しないという、原価・実現主義のルールが妥当するものと考えられてきた。しかし、1970～1980年代以降の現代会計理論・制度の段階では、特に金融商品—有価証券やデリバティブ等の金融資産—の時価評価が強調されてくる。この場合、決算時に有価証券等を時価評価すると、未実現利益を計上することになるが、実物資産である商品等とは異なって、客観的な証券市場があるので、有価証券等の金融資産は時価評価しても妥当性はあるとされていた。また、この段階では、単に会計基準のみが問題になるのではなくて、会計基準設定のための概念フレームワークの在り方も問題になってくる。このような会計理論・制度の歴史的・動的な変遷過程は、本研究の前提条件になるが、これに関しては、平成17～18年度の科学研究費補助金『グローバル資本市場における会計基準の世界統合の意義と日本の選択に関する研究(基盤研究C)』(課題番号：17530340)での研究過程で、概ね分析して取り纏めている。

バーリー・ミーンズ(1932)は、所有と経営の分離を背景として、*The Modern Corporation and Private Property* という著書で「経営者支配論」を展開したが、ここではすでに、コーポレート・ガバナンス問題—会社は誰のものかという問題—も示唆していた。しかしこの段階の実務では、機関投資家の数も少なく、コーポレート・ガバナンスにほとんど関与していなかった。その後、米国においては、管理投資会社の一種であるミューチュアル・ファンド、保険会社、信託銀行および私的・公的年金基金等の機関投資家が増加するとともに、コ

ーポレート・ガバナンスにも積極的に関与しはじめてきた。つまり、1990年代の米国において顕在化してきた、「物言う株主—機関投資家—」の登場である。ユシーム(*Investor Capitalism—How Money Managers are Changing the Face of Corporate America*, Basic Books, 1996, p.116.) は、米国の大企業の株主は、1980～1990年代にかけて、個人株主の減少に対応するかのように年金基金等の機関投資家が増加していると分析している。このことは、わが国においても同様で、物言う機関投資家—例えば、厚生年金基金連合会の発言：『日本経済新聞』2004年4月30日(金)を参照—が、ますます増加しつつあるのが現状である。このような物言う機関投資家の増加に伴って、コーポレート・ガバナンスの定義も単に「会社は誰のものか」ではなくて、「企業統治の枠組みは、株式会社に関する全ての重要な事項について—それには当該会社の財政状態、業績、所有構造、および統治がふくまれる—、タイムリーに示す的確な開示が行なわれるように保証するものでなければならない」(今福愛志(2003)『企業統治の会計』東京経済情報出版、6頁)と主張されるようになってきた。ここでは、コーポレート・ガバナンスの視点から財務報告の質を高めるためには、企業の財政状態や業績を、タイムリーに開示しなければならないとしている。これらの関係を示したのが図表1であるが、これは、財務会計(一般に認められた会計原則：GAAP)やその他の情報と、さまざまなコーポレート・ガバナンス機構の関係性を示している。

図表1 コーポレート・ガバナンスと財務報告等の情報との関係



(出所) Sloan, R. G. (2001) Financial Accounting and Corporate Governance: A Discussion, Journal of Accounting and Economics, Vol. 32, p. 341.

2. 研究の目的

本研究は、産業経済から情報化社会・金融経済への重点シフトを背景として、収益費用中心観—原価・実現主義を重視—に基づいた伝統的な会計理論・制度から、収益費用中心観と資産負債中心観—時価評価を重視—が混合した現代会計理論・制度への変容に対して、コーポレート・ガバナンス（企業統治）問題がどのように係ってきたかを考察し、さらに、コーポレート・ガバナンスの視点からみた高品質な財務報告のあり方を探求することを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 理論的な研究領域

ここでは、コーポレート・ガバナンスの視点から、財務報告の質の在り方—役割—の問題を理論的に考察する。本研究では、財務報告の一般論を議論の俎上にのせるのは無理があるので、会計目的観—受託責任概念（目的）と投資意思決定目的—を踏まえて、①資本概念と②利益概念等に分析対象を絞り込んで考察する。これらをコーポレート・ガバナンスの観点から纏めるとつぎのようになる。

資本概念は、資産から負債を控除した残余財産概念—資本間接規定—と、株主が直接出資した払込資本概念—資本直接規定—のどちらがより理論的に妥当性があるのか。

② 利益概念は、純利益概念と包括利益概念のどちらが理論的に妥当性があるのか。

(2) 実証的な研究領域：大企業に対するインタビュー等

4. 研究成果

平成21年度は、特に1990年代以降、急速に成長してきた機関投資家とコーポレート・ガバナンスの関係を歴史的・動的に把握するために、機関投資家、株主保護、アカウンタビリティ（会計責任）、ストック・オプション制度・会計基準等を、コーポレート・ガバナンスの視点から、日本や海外の重要文献を渉猟し研究することができた。

また、「経済社会の変容と時価会計」というタイトルで、大分会計学研究会（大分大学主催：平成21年7月8日）、武蔵大学会計研究会（武蔵大学主催：平成21年7月25日）、および会計学サマーセミナーin九州（九州大学主催：平成21年8月9日）で報告した。そして、これらの研究会での意見交換会を踏まえて、会計理論学会第24回全国大会（拓殖大学主催：平成21年10月17日と18日）で報告してきた（タイトルは「経済社会の変容と時価会計」で報告した）。これらの一連の報告や質疑応答から得た研究成果は、受託責任概念（目的）の止揚の問題、コーポレート・ガバナンスと受託責任概念（目的）の関係性の問題、および財務報告の質の問題—例えば、相対取引での金融商品の時価の在り方の問題と利益概念の変容の問題—等を自分なりに整理できたことである。この学会報告の内容は、2010年に、梶田龍三「経済社会の変容と時価会計」『会計理論学会年報』（査読有）に掲載した。また、こ

こでは、利益概念に関して、米国における会計理論・制度を、1930年代から2000年代まで歴史的に分析し、収益費用中心観を重視した利益概念—特に原価・実現主義に基づいた純利益を重視する—から、資産負債中心観を重視した利益概念—特に時価主義に基づいた包括利益概念を重視する—へ変容したことを明らかにした。

さらに、平成22年3月に、会計目的、資本概念、利益概念、およびコーポレート・ガバ

ナンスと会計問題等についてインタビューを実施した。今回は3社しかできなかったが、公認会計士や企業の取締役等に直接インタビューし多くの知見を得ることができた。これも大きな研究成果であった。

平成22年度は、平成21年度の研究を踏まえて、財務会計における資本概念を中心に理論的に研究した。資本概念に関しては、拙稿「米国における資本会計の変容と受託責任目的」（『産業経理』Vol.70 No.3, 35-48頁）において、米国における資本会計と会計目的—特に受託責任目的—の関係性の問題を、1930年代から2000年代まで歴史的に分析し、資本会計の歴史が、受託責任概念（目的）に規定された資本直接規定説—払込資本を資本と規定する—の段階から、投資意思決定目的—受託責任概念（目的）も明示している—に規定された資本間接規定説—資本を資産から負債を控除した差額と規定する—の段階へその重点が変容し、さらに近年における原則主義に立脚した投資意思決定目的のみを重視した資本直接規定説への回帰現象の意味を明らかにした。ここでは、資本直接規定説を展開するのであれば、投資意思決定目的の観点より、受託責任概念（目的）の観点からの方が合理的に説明可能であると指摘した。ただ、平成23年3月に予定していた会社のインタビューは、東北震災のためできなかった。

平成23年度は、コーポレート・ガバナンスと財務報告の質にとって、非常に重要な領域である会計目的論—特に受託責任概念（目的）—を中心に研究した。この会計目的としての受託責任概念（目的）を研究するためには、まず、これに関係すると思われる概念や領域を明らかにしなければならない。本研究では、この受託責任概念（目的）に関係する概念や領域として、資本主義的経営組織、組織論、所有と経営の分離、英国の荘園制度、複式簿記、原価主義、実現主義、費用配分の原則、費用収益対応の原則、収益費用中心観、分配可能利益、受託財産の運用責任（財産管理）、利益に関する財産の運用責任、利益計算、認識・測定（計算）、報告＝開示＝公開、真実性等および投資意思決定目的を念頭におきながら、特に米国の文献を中心に

つぎのような歴史的分析をした。つまりここでは、作成者指向を重視した受託責任と利用者指向を重視した受託責任を区別して—研究上の切り口にして—、第1にマックス・ウェーバーは、資本主義的経営には複式簿記は必要不可欠であるとし、リトルトンは、英国の受託責任原理が複式簿記に導入された—特質移転—ことを明らかにし、ペイトン＝リトルトンは、受託責任概念（目的）に基づいた会計責任概念は最も重要であると指摘し、メイは受託責任概念（目的）を会計目的の1つに掲げ、岩田巖は、受託責任概念（目的）に基づく会計責任概念を財産管理—利益に関する財産管理—と位置づけていた、ということを明らかにした。第2に1960年代以降の情報化社会になってくると、投資意思決定目的が主目的となりながらも、受託責任概念（目的）—作成者指向を重視したものから利用者指向を重視した受託責任概念（目的）へ変容するが—も継承される。第3にさらに2000年以降は、会計理論では、投資意思決定目的と利用者指向を重視した受託責任概念（目的）をともに、レーゾン・デートルとしていたが、国際会計基準審議会と米国の財務会計基準審議会が、2010年に公表した概念フレームでは、投資意思決定目的のみを重視し、受託責任という用語は使用していないので、受託責任概念（目的）は後退している。以上の研究内容を「IFRS時代における受託責任概念（目的）の普遍妥当性」というタイトルで、会計理論学会第26回全国大会統一論題（北海道大学主催：平成23年9月23日、24日）で報告し、この内容は本年（平成24年）の秋に発行される『会計理論学会年報』に掲載予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 梶田龍三、IFRS時代における受託責任概念（目的）の普遍妥当性、会計理論学会年報、査読有、NO.26、2012年9月に発行予定。

- ② 梶田龍三、米国における資本会計の変容と受託責任目的、産業経理、査読無、Vol.70 No.3、2010年10月、35—48頁。
- ③ 梶田龍三、経済社会の変容と時価会計、会計理論学会年報、査読有、No.24、2010年9月、15—25頁。

〔学会発表〕（計3件）

- ① 梶田龍三、二重の受託責任概念（目的）について、日本会計研究学会第71回全国大会自由論題として報告予定、2012年8月30日～2012年9月1日、一橋大学で開催予定。
- ② 梶田龍三、IFRS時代における受託責任目的の普遍妥当性、会計理論学会第26回全国大会統一論題、2011年9月23日・24日、北海道大学。
- ③ 梶田龍三、経済社会の変容と時価会計、会計理論学会第24回全国大会統一論題、2009年10月17日・18日、拓殖大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

梶田 龍三 (KABATA RYUZO)
大分大学・経済学部・教授
研究者番号：60185965

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし